

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 遠軽町郷土館条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 号 遠軽町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 号 遠軽町公共下水道条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 号 遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について
- 日程第 9 議案第 3 号 遠軽町保育所条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 4 号 遠軽町へき地保育所条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止について
- 日程第 12 議案第 9 号 遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止について
- 日程第 13 議案第 10 号 町道路線の変更について
- 日程第 14 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 3 号 遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（付託案件）
（総務・文教常任委員会審査報告、平成 22 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 18 一般質問
- 日程第 19 議案第 14 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 1 号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 21 議案第 5 号 遠軽町郷土館条例の一部改正について（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 22 議案第 6 号 遠軽町都市公園条例の一部改正について（経済常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 23 議案第 2 号 遠軽町公共下水道条例の制定について（経済常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 24 議案第 7 号 遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について

- (付託案件) て(経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第25 議案第3号 遠軽町保育所条例の一部改正について
(付託案件) (民生常任委員会報告、会期中審査)
- 日程第26 議案第4号 遠軽町へき地保育所条例の一部改正について(民生常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第27 議案第10号 町道路線の変更について(経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第28 議案第11号 町道路線の認定について(経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第29 意見案第1号 看護師などの大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書
- 日程第30 意見案第2号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書
- 日程第31 意見案第3号 公契約で働く人の「ディーセント・ワーク」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書
-

平成 22 年第 6 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 22 年 12 月 14 日（火）午前 9 時 58 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|-------------------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 遠軽町郷土館条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 遠軽町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 遠軽町公共下水道条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 遠軽町保育所条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 遠軽町へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止について |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 | 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 17 | 議案第 3 号
(付託案件) | 遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
(総務・文教常任委員会審査報告、平成 22 年第 4 回定例会付託) |

《平成 22 年 12 月 14 日》

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
丸瀬布総合支所産業課長	山崎由也君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	総務課長	松橋行雄君
社会教育課長	中村哲男君	社会体育課長	工藤重雄君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君

《平成22年12月14日》

監査委員事務局長 吉田博之君 農業委員会事務局長 森田英俊君
選挙管理委員会事務局長 吉田博之君

◎議会議務局職員出席者

事務局長 伯谷正明君 庶務・議事担当主任 小玉美紀子君
事務局主幹 伊藤雅彦君 庶務・議事担当主任 梶田淳一君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました、平成22年第6回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

なお、浅水副議長、杉本議員よりおくれる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成22年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第18までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、松田議員、高橋義詔議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成22年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月9日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月17日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月15日午後5時までに事務局へ提出されるようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月17日までの4日間といたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件の要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成22年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第5回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

11月28日には、遠軽町立支湧別小学校の閉校式並びに思い出を語る会を開催し、地域の方々をはじめ、卒業生や関係団体などから、約270人の御出席をいただきました。

支湧別小学校は、大正4年に遠軽尋常小学校附属支湧別特別教授所として開校以来、95年の歴史を刻んでまいりましたが、地域人口の減少に伴い、本年度末をもって閉校することとなったところであります。

思い出を語る会では、卒業生をはじめ、山村留学による方々も出席され、思い出の校舎で長い歴史を振り返り、交流を深めたところであります。

これまで御支援を賜りました関係者の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

次に、11月30日から3日間にわたり、町税滞納者から差し押さえた物件を、インターネット上で競売にかけるネット公売を遠軽町として初めて実施したところであります。

ネット公売には、木版画など20点出品し、そのうち18点が21万6,805円で落札されたところであり、売却金については、収納率の向上と納税の公平性を確保するため、町税の未納分に充てるものであります。

《平成22年12月14日》

ネット公売については、滞納者の納税意識を高めるため、今後も積極的に取り組んでいくとともに、広報、ホームページ等を通じ、住民周知を図っていきたいと考えております。

次に、自衛隊関係についてであります。間もなく閣議決定される防衛計画の大綱見直しに関し、民主党の外交・安全保障調査会による提言書に陸上自衛隊の定員削減、旧式装備の戦車や火砲の大幅削減という内容が含まれており、北海道における陸上自衛隊の部隊縮小及び装備転換に伴う人員の削減が危惧されることから、12月2日に、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、政府における防衛大綱の見直し及び次期中期防衛力整備計画策定に当たっては、北海道における自衛隊の定員及び実員が削減されないよう、北澤防衛大臣、国会議員及び関係機関に対し、緊急要請を行ってまいりました。

次に、12月3日には、ダム・発電関係市町村全国協議会主催による、水力交付金確保及び水源地域振興対策総決起大会に参加してまいりました。この大会は、平成23年度以降、電源立地地域対策交付金の大幅な見直し検討が進められており、これによる関係市町村が受ける影響は甚大であることから、到底受け入れることができないとして開催されたものであります。

大会では、水力交付金の確保や水源地域振興対策の推進に関する決議の緊急決議及びダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に関する意見書が採択され、また、北海道発電・ダム施設関係市町村協議会として、道内選出国会議員に対し、要請を行ってきたところであります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを設置するため、条例を制定するものであります。

議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定につきましては、下水道法の規定に基づき、公共下水道の管理及び使用に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正及び議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正につきましては、国の保育所保育料基準額表の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターの設置に伴い、白滝郷土館及び遠軽町先史資料館を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正につきましては、遠軽町先史資料館の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等につきましては、遠軽町公共下水道事業及び遠軽町簡易水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、遠軽町水道事業の設置等に関する条例のほか、関係条例の一部改正及び廃止をするものであります。

《平成22年12月14日》

議案第8号遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止につきましては、地上デジタル放送開始に伴う社会情勢の変化、施設の老朽化等により、遠軽町白滝ふるさと情報センターを廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第9号遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止につきましては、遠軽町白滝ふるさと情報センターの廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第10号町道路線の変更につきましては、開発行為による道路築造に伴い、町道路線を変更するものであります。

議案第11号町道路線の認定につきましては、開発行為による道路築造に伴い、町道路線を認定するものであります。

次に、議案第12号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の主なものについて、御説明いたします。

歳出につきましては、嘱託職員等に係る社会保険料、文化センター等を考える会委員及びアドバイザー等の報償費、参議院議員選挙に係る執行精査、遠軽町社会福祉協議会が建設する小規模多機能型居宅介護施設建設に対する補助金、認知症高齢者グループホーム整備事業に対する補助金、プライムいくたはら給水施設設置工事に対する補助金、インフルエンザワクチン予防接種助成に係る経費、生田原診療所の運営費確定による補助金、緊急雇用創出事業に係る経費、森林整備地域活動に対する支援交付金、丸瀬布地域新町公営住宅建て替えに伴う建設予定地の用地購入等に係る経費を計上したところであります。

歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものであります。

議案第13号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、国保総合システム導入に伴うシステム改修に係る経費、介護納付金額の確定に伴う経費を計上したところであります。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要であります。

なお、財産の取得について追加提案いたしたいと考えておりますので、あらかじめ、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第6回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

（「杉本議員出席」と呼ぶ者あり）

◎日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第5号から日程第6 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について、日程第5 議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正について、日程第6 議案第6

《平成22年12月14日》

号遠軽町都市公園条例の一部改正について、以上、議案3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） 議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について御説明をいたします。

本案は、遠軽町埋蔵文化財センターの設置するため制定するものでございます。

別紙をお開き願います。

第1条につきましては、設置に関する規定でありまして、埋蔵文化財の保存及び活用を図り、本町の歴史に対する理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、遠軽町埋蔵文化財センターを設置するものであります。

第2条につきましては、名称及び位置に関する規定でありまして、名称を遠軽町埋蔵文化財センター、位置を遠軽町白滝138番地1とするものであります。

第3条につきましては、職員に関する規定であります。

第4条につきましては、事業に関する規定でありまして、埋蔵文化財の調査及び研究、出土品の収集整理及び保存などを事業としておこなうものであります。

第5条につきましては、休館日に関する規定でありまして、日曜日及び土曜日、年末年始、祝日を休館日とするものであります。

第6条につきましては、開館時間に関する規定でありまして、午前9時から午後5時までとするものであります。

次のページをごらんください。

第7条につきましては、入館の制限に関する規定であります。

第8条につきましては、入館料及び体験学習料に関する規定でありまして、次のページに別表として、入館料及び体験学習料の料金などを示しております。

入館料につきましては、一般300円、高校生以下150円とし、高校生以下とは、小学生、中学生及び高校生をいうものであり、小学校入学前の幼児は無料とするものであります。

第9条につきましては、入館料及び体験学習料の減免に関する規定であります。

第10条につきましては、損害賠償に関する規定でありまして、故意または過失により施設等を損傷、滅失した場合の損害賠償を規定するものであります。

第11条につきましては、規則への委任規定であります。

附則として、本条例は、平成23年4月1日から施行するものです。

参考資料として、遠軽町埋蔵文化財センター条例施行規則を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上が議案第1号の説明でございます。

次に、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正について御説明をいたします。

《平成22年12月14日》

遠軽町埋蔵文化財センターの設置に伴い、白滝郷土館及び遠軽町先史資料館を廃止するため、別紙のとおり本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町郷土館条例の一部を改正する条例。

遠軽町郷土館条例（平成17年遠軽町条例第207号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして次のページ、参考資料新旧対照表により御説明をいたします。

第2条につきましては、表の中から廃止いたします白滝郷土館及び遠軽町先史資料館を削るものです。

第5条第2項につきましても、廃止いたします遠軽町先史資料館に係る規定を削るほか、条文の整理をするものであります。

別表につきましても、廃止いたします白滝郷土館に係る規定を削るものであります。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例は、遠軽町先史資料館の廃止に伴い、別紙のとおり改正するものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町都市公園条例の一部を改正する条例。

遠軽町都市公園条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料遠軽町都市公園条例（抜粋）新旧対照表によりまして御説明いたします。

第25条中「、遠軽町先史資料館」を削るものです。

次に、別表第3、太陽の丘えんがる公園の項中「遠軽町先史資料館」を削るのでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定についての質疑を行います。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） 埋蔵文化財センターの件に関しまして、経済常任委員会で御説

明をいただいたときに、私のほうから御質問をさせていただいたのですけれども、一般町民に関してその期間を設けて無料で一般町民にこの埋蔵文化財センターの施設を見ていただくような体制はとれるのかどうか、そのあたり明確なお答えは出たでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） 埋蔵文化財センターにつきましては、現在展示品の一部が国の重要文化財の指定を受けてる最中でございます。これに伴いまして、正式オープンにつきましては、7月の夏休み前ということで予定をしておりますので、それまでの期間の中で準備ができていない部分については、無料でオープンをしたいということで考えておりますけれども、6月につきましては、戻ってきた資料の展示等がありますので、一部閉館をしたいということで考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 委員会の中でもお話をさせていただいたのですけれども、ジオパーク構想を今遠軽町として一生懸命前に進めようということで、やっているわけですが、その中で、推進にかかわっている方々、役所も含めて我々も含めて機運というのは相当高まってはいるのだろうとは思いますが、ただ、一般町民の方々にとって、ではそれが浸透しているかということ、なかなか難しいのだろうという部分も感じるわけですよ。

そのジオパーク構想を推進して世界ジオパークに認定をしていただけるかどうかというところに持っていくためには、やっぱり町民の盛り上がりというのがないと、なかなか行政だけが、もしくは、そういう推進をしているグループだけが盛り上がりも厳しいのだろうというふうを感じるわけですよ。

ですから、せっかくこのセンターがオープンするわけですから、このセンターのオープンに際して、この白滝地域にはこういうすばらしいものがあるのだ、遠軽地域にはこういうすばらしいものがあるのだということを、一般の町民の方々にどんどん知ってもらい、見てもらうということが必要だというふうに考えるわけですし、その際にはやっぱり、国の重要文化財に指定されたものが戻ってきてからも、せめて3カ月ぐらいは一般町民に見てもらい、町民に関しては無料で開放いたしますよというよう政策があつていいのだろうというふうに思うわけですよ。

だから、町長部局と教育委員会ということで、その所管は違うのでしょうけれども、町長部局で一生懸命進めているジオパーク構想を推進するためにも、期間を設けて一般町民の方々にたくさん見てもらうという方策をとれないものかということなんですよ。

ですから、それが返ってきて、6月から閉館をして、7月からは本格オープン、では入場料を取りますよということではなくて、やはり9月、10月ぐらいまでは、一般町民に対しては、無料でぜひ見てくださいというスタンスが必要なんだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

《平成22年12月14日》

○議長（前田篤秀君） 中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） 今のお話なのですけれども、一応町民の皆様方に周知をしていく部分につきましては、チラシ等を作成いたしまして年度末に配布をする予定でございます。その後、一応5月のゴールデンウィーク期間等につきましては、町民の皆様方に見ていただく期間ということで考えておまして、7月以降につきましては、オープニング等も重なりまして、かなり混雑するかと考えておりますので、それ以降について特別展なり企画展等の中で、そういうものについても検討をしていくような形で、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） ジオパーク構想のほうは町長部局のほうにかかわるので、町長にお聞きしたいのですけれども、今、私が言ったような政策をこの遠軽町の政策として、これを町民に知っていただいて、深く浸透をさせていって、町民全体でそのジオパーク構想を盛り上げるのだというようなところを、政策として取り入れるという考え方には、なかなかならないでしょうか、最後に町長をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 無料期間を9月までということにつきましては、ただいま教育委員会のほうで答弁したとおり、これから検討をしながら進めてまいりたいと思っております。

そして、ジオパーク構想につきましては、町としても、私としてもPRには一生懸命いろいろなところでも努めているつもりでございますし、これからもそういったことで、来年度オープンいたしますこういった施設等も含めて、町全体としてもっと盛り上がるように進めてまいりたいというふうに思っておりますし、来年度予算の中でも、ジオパークに関するものに対して予算計上もしていく予定になっておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正についての質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 1点お伺いします。

議案第5号で聞けばよかったのかもしれませんが、先史資料館の都市公園条例から外すということなのですが、過日の総務・文教常任委員会の中での担当者からの説明で

は、建物は残っているわけですから、閉館しても希望があれば公開する、開館するという説明でしたけれども、都市公園条例の中からこの建物を削除しますと、管理する管理権というのですか、それを放棄するということになりますから、閉館しても公開するというのはちょっと矛盾があるのかなど。それから、建物に棄損があった場合に、管理も何もしないというふうになると、その扱いはどうなるのかという疑問が出るのですけれども、その辺はどのように考えていきましょうか。

○議長（前田篤秀君） 中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） ただいまの御質問でございますけれども、公共施設として、遠軽町先史資料館を廃止するというので、建物については残る形になります。今後、今埋蔵文化財センターに持っていった資料のほかに残っている資料もございますので、その施設については、そのまま残して管理をしていくという形になることでございます。

あと、建物については、関係機関等も協議をしながら、残っている施設等をもし見たいということであれば、随時オープンをしてきたいと。常時あけるわけではなくて、見たいという希望があったときに、あけていきいということ考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 確認しますけれども、建物に破損があった場合、災害とか、そういったもので破損があった場合には、管理をしないというわけではないですね、補修しないということではないですね、ほかのことで対応するということですね。

○議長（前田篤秀君） 中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） まだ中に資料等も残っておりますので、対応はしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正について、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、議案第1号及び議案第5号について、総務・文教常任委員会、議案第6号については経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成22年12月14日》

したがって、議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正については総務・文教常任委員会、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正については経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第7 議案第2号及び日程第8 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定について、日程第8 議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定について御説明いたします。

下水道法の規定に基づき、公共下水道の管理及び使用に関する事項を定めるため、本条例を制定するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町公共下水道条例。この条例につきましては、現行の遠軽町公共下水道条例を改正するものでありまして、改正が広範囲にわたり複雑になることから、全部改正の方針とするものであります。

地方自治法においては、義務を課し、権利を制限するには、条例によらなければならないと規定されていることから、改正条例には配水管の内径、配水設備指定業者の指定等の規定を明文化し、あわせて下水道事業に地方公営企業法を適用させることによる条文整理、各種証明手数料等が規定されている水道事業給水条例との整合を図るものであります。

目次につきましては、第1章、総則を第1条から第3条まで、第2章、排水設備の設置等を第4条から第6条まで、第3章、排水設備等の工事の事業に係る規定を第7条から第9条まで、第4章、公共下水道の使用を第10条から第21条まで、第5章、雑則を、第22条から第30条まで、第6章、罰則を第31条から第33条まで及び附則とするものであります。

第1章は総則であります。

第1条につきましては、この条例の趣旨について規定するものであります。

第2条は、公共下水道の処理区、排水区域面積等について規定するものであります。

第3条は、この条例における用語の意義について規定するものであります。

次に、第2章は排水設備の設置等であります。

第4条につきましては、排水設備の設置義務について規定するものであります。

第5条は、排水設備の接続方法、内径について規定するものであります。

《平成22年12月14日》

第6条は、排水設備等の設置に係る計画の確認について規定するものであります。

次に、第3章は、排水設備等の工事の事業に係る規定であります。

第7条から第7条の11までは、排水設備工事指定業者に係る規定であります。

第8条は、排水設備等の工事の検査について規定するものであります。

第9条は、排水設備等の撤去について規定するものであります。

次に、第4章は、公共下水道の使用であります。

第10条は、除外施設の設置等について規定するものです。

第11条は、特定事業事業場からの下水の排除の制限について規定するものであります。

第12条は、水質適合のための除外施設の設置等について規定するものであります。

第13条は、除外施設の設置等の届け出について規定するものであります。

第14条は、排除の停止、または制限について規定するものであります。

第15条は、使用開始等の届け出について規定するものであります。

第16条から第20条につきましては、使用料について規定するものであります。

なお、使用料の額については13ページの別表で規定するものであります。

第21条は、処理区域外の使用について規定するものであります。

次に、第5章は、雑則であります。

第22条は、改善命令について。

第23条は、行為の許可について。

第24条は、許可を要しない軽微な変更について規定するものであります。

第25条から第27条までは、占用について規定するものであります。

第28条は、使用料について規定するものであります。

第29条は、使用料及び手数料の減免について規定するものであります。

第30条は、委任について規定するものであります。

次に、第6章は、罰則でありまして、第31条から第33条まで規定するものであります。

附則として、第1項については、施行期日を平成23年4月1日とするものであります。

第2項及び第3項については、経過措置として、改正前の条例に基づく行為に関する効力、罰則の適用について規定するものであります。

なお、参考資料といたしまして、遠軽町公共下水道条例施行規定を添付しておりますので、御参照ください。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について御説明いたします。

遠軽町公共下水道事業及び遠軽町簡易水道事業に地方公営企業法を適用することに伴

《平成22年12月14日》

い、関係条例を整理するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例。

この条例につきましては、第1条から第14条まで及び附則の規定により、遠軽町水道事業の設置等に関する条例ほか関係条例の改正及び廃止をするものであります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料新旧対照表、1ページをお開き願います。

遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でありまして、条例の題名を遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改め、第1条は、現行の水道事業のほか、新たに簡易水道事業及び下水道事業の設置を規定するものであります。

第2条は、水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量、下水道事業の処理区、排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力の規定を整理するものであります。

改正後の第3条は、新たな規定を追加するものでありまして、簡易水道事業及び公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用させることを規定するものであります。

改正後の第4条につきましても、新たに規定を追加するもので、水道事業と簡易水道事業を通じて一つの特別会計を設けることを規定するものであります。

改正前の第3条から第7条までは、改正後の第3条及び第4条を追加することにより、それぞれ繰り下がるとともに、下水道事業の設置に係る規定を整理するものであります。

5ページをお開き願います。

遠軽町行政組織条例の一部改正でありまして、第2条は、水道事業に地方公営企業法を適用することにより、経済部の事務分掌から下水道に関するものを削り、飲料水供給施設の規定を整理するものであります。

6ページをお開き願います。

遠軽町職員定数条例の一部改正でありまして、第1条は、下水道事業の設置に伴う文言の整理であります。

第2条は、下水道事業の事務部局の職員の定数を定めるとともに、町長及び水道事業の事務部局の職員の定数を改めるものであります。

7ページをお開き願います。

遠軽町特別会計条例の一部改正でありまして、簡易水道事業及び公共下水道事業に地方公営企業法を適用することにより、地方自治法に基づく特別会計から当該事業会計を削り、新たに個別排水処理事業特別会計を設置するものであります。

8ページをお開き願います。

遠軽町飲料水供給施設給水条例の一部改正でありまして、第3条及び第4条の文言及び規定をそれぞれ整理するものであります。

9ページをお開き願います。

遠軽町公共下水道受益者負担金条例の一部改正でありまして、この条例の規定中、町長

《平成22年12月14日》

を水道事業管理者あるいは管理者に改めるとともに、第5条については、現行の規定に受益者の申告義務に係る規定を加えるものであります。

10ページをお開き願います。

第6条は、第4項ただし書きの文言を整理するものであります。

第10条は、遠軽町歳入金の督促等、他の条例との整合を図るため、文言及び規定を整理するものであります。

11ページをお開き願います。

現行の第12条及び第14条については、第10条において負担金に係る督促、延滞金の徴収等については、規定したことにより削るもので、現行の第13条及び第15条については、これによりそれぞれ繰り上がるとともに、文言を整理するものであります。

12ページをお開き願います。

遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者分担金条例の一部改正でありまして、第2条は、受益者の規定でありまして、受益者の申告に係る規定を加えるものであります。

第3条は、文言の整理であります。

第4条は、町長を管理者に改めるほか、分担金の徴収に係る規定を加えるものであります。

第5条は、各号列記以外の部分は、町長を管理者に改めるほか、分担金の減免に係る規定を整理するものであります。

13ページをお開き願います。

現行の第6条については、第4条の改正において、分担金の一時徴収について規定したことにより削るもので、新たに改正後、第6条として分担金に係る督促延滞金徴収、滞納処分の規定を加えるものであります。

第7条は、文言の整理であります。

14ページをお開き願います。

遠軽町公共下水道遠軽町処理区受益者分担金条例の一部改正でありまして、条例の規定中、町長を水道事業管理者あるいは管理者に改めるとともに、第5条については、現行の規定に受益者の申告義務に係る規定を加えるものであります。

第6条は、第4項ただし書きの文言を整理するものであります。

改正後の第10条については、延滞金の徴収、滞納処分等に係る規定を加え、現行の第10条から第13条までを繰り下げるとともに、文言を整理するものであります。

17ページをお開き願います。

遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でありまして、職員の部分休業に係る給与の減額について文言を整理するものであります。

18ページをお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例の一部改正でありまして、第1条は、文言の整理であります。

《平成22年12月14日》

第2条は、遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正による規定の整理であります。

第3条は、文言の整理であります。

第32条は、料金の徴収方法の詳細を企業会計の規定で定めることから、文言を整理するものであります。

第33条は、水道事業に係る公文書や図面の交付、各種証明手数料を追加するとともに、文言を整理するものであります。

20ページをお開き願います。

遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例の一部改正でありまして、第2条は、遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正による規定の整理であります。

第7条は、遠軽町公共下水道条例の制定による規定の整理であります。

第17条は、遠軽町歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定による規定の整理であります。

21ページをお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正でありまして、関係条例と整合を図るため、規定を整理するものであります。

別紙に戻りまして、8ページをお開き願います。

第13条につきましては、遠軽町簡易水道事業設置条例の廃止。

第14条は、遠軽町簡易水道事業給水条例の廃止でありまして、簡易水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び遠軽町水道事業給水条例に簡易水道事業について規定したことから、それぞれ廃止するものであります。

附則、第1項につきましては、施行期日を、平成23年4月1日とするものであります。

例外として、第9条の規定の施行日は、公布の日とするものであります。

第2項及び第3項につきましては、経過措置としまして、廃止前の条例に基づく行為及び廃止前の条例の効力について規定するものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についての質疑を行います。

《平成22年12月14日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定について、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等については、なお審査の必要があると思われまますので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定について、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等については、経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第9 議案第3号及び日程第10 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正について、日程第10 議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

安江保育課長。

○保育課長(安江陽一郎君) 議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正についてを説明いたします。

議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正について。

遠軽町保育所条例(平成17年遠軽町条例第86号)の一部を別紙のとおり改正するものでありまして、国の保育所保育料基準額表の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

国の保育所保育料基準額表の改正につきましては、厚生労働事務次官名の通知に基づきまして、平成22年8月18日付で北海道オホーツク総合振興局から児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての一部改正についての通知があり、その通知の中に、本条例がもととしている基準額表があることから、改正するものであります。

次のページをお開き願います。

遠軽町保育所条例の一部を改正する条例。

遠軽町保育所条例(平成17年遠軽町条例第86号)の一部を、次のように改正するものでありまして、次のページの参考資料新旧対照表により御説明いたしますので、お開き願います。

《平成22年12月14日》

第10条は、保育料に関する規定でありまして、主な改正としましては、現行の階層区分は、第1階層から第7階層までですが、今回新たに1階層ふやし、第1階層から第8階層とするものです。

第2階層及び第3階層における定義文の改正は、第7階層を第8階層に改め、第1階層及び第4階層から第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯とするものであります。

第7階層の改定等の改正につきましては、現行の所得税額41万3,000円以上を、43万円以上、73万4,000円未満とするものです。

第8階層の定義等の改正につきましては、所得税額73万4,000円以上とし、3歳未満児の保育料を6万2,400円、3歳以上児の保育料を6万600円とするものです。

なお、保育料については国の基準額表の6割相当となっております。

備考1の(2)の改正につきましては、税法の改正により租税特別措置法第41条の19の2第1項の次に、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項を加えるものです。

第41条の19の3は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する規定、第41条の19の4は、特定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する規定であります。

次のページをお開き願います。

備考3は、就学時前の児童数による保育料の減額に関する規定であります。第7階層から第8階層を第2階層から第8階層に改めるものであります。

なお、今回の主な改正分となる第8階層に該当する方は、今後の申し込み状況を見なければわかりませんが、極めて少ないものと考えるところでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上で議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正についての説明を終わります。

次に、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを説明いたします。

議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正について。

遠軽町へき地保育所条例（平成17年遠軽町条例第87号）の一部を、別紙のとおり改正するものでありまして、議案第3号同様、国の保育所保育料基準額表の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容の説明につきましては、議案第3号の遠軽町保育所条例の一部を改正する条例と同様の部分は割愛をさせていただきますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

それでは、次のページの参考資料新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

第7階層の定義等の改正につきましては、現行の所得税額41万3,000円以上を、

41万3,000円以上73万4,000円未満とするものです。

第8階層の定義等につきましては、所得税額73万4,000円以上とし、保育料を3万300円とするものです。

なお、保育料につきましては、保育所条例の3歳児以上児の5割相当となっております。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正について、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われまますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正について、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（「浅水副議長、出席」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 先ほど、議案第3号の説明について、一部訂正がございますので、説明をいたしたいと思います。

議案第3号参考資料の新旧対照表、ページ数にしますと、1ページに当たりますけれども、改正後の第7階層、41万3,000円以上73万4,000円未満と説明するところを、43万円以上73万4,000円未満と説明申し上げました。訂正いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎日程第11 議案第8号から日程第12 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第8号遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止について、日程第12 議案第9号遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止について、以上、議案2件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

池田白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（池田博利君） 議案第8号遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止について御説明申し上げます。

テレビのアナログ放送から地上デジタル放送への移行、インターネットの普及や環境の整備などに伴う社会情勢の変化、機器類、施設等の老朽化等により、遠軽町白滝ふるさと情報センターを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町白滝ふるさと情報センター条例（平成17年遠軽町条例第22号）は、廃止する。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止について、御説明申し上げます。

遠軽町白滝ふるさと情報センターの廃止に伴い、本条例を廃止するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例（平成17年遠軽町条例第23号）は、廃止する。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、第9号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止についての質疑を行います。

山田議員。

○8番（山田和夫君） ちょっとお聞きをしたいのですが、白滝情報センターの条例が23年4月1日からというふうに期限が切られています。これ聞きましたところ、この施設が老朽化しているということは、アナログ放送がデジタル放送に切りかわりますと。今設備あるのがアナログ放送ですと。したがって、デジタル放送に対応できませんので、デジタル化されることに伴って必然的にこれがなくなるのですということだというふうに思うのですが、もしもそういう理由だとすると、23年の4月1日に廃止をするのではなくて、アナログ放送が終了する日まではこの条例をつくっておいて、デジタル化されたときにこの条例を廃止をするということで、僕はいいのではないかとというふうに思うのですが、4月1日に区切った理由をお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 池田白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（池田博利君） 今の施設につきましては平成10年2月に設置されております。カメラや式材、それにつきましては故障がちでありますし、修理したくても部品がないというふうな状況があります。修理するのにもかなり部品を調達するのにも時間がかかっております。そのようなことから、もういずれ壊れてもおかしくないような状況でございますけれども、そのようなことから、故障した場合は放映不可能というふうなことになりますので、平成23年度から町として終了したい考えでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 意味がわかりませんよね。今の説明でいうと、明日壊れたっておかしくないわけでしょう、更新するのにも部品がないだとかということになると。そうすると、3月31日までは待てるのに10月まで待てないという理由にならないでしょうと、僕は思うのですけれども、個人的見解ですよ、というふうに思うのですよね。3月31日までもつのなら10月までだって使える可能性はあるわけでしょう。絶対だめだというわけではないですよ。そうすると、今の機器が使えるアナログ放送の、その機器のところまでは、要するに白滝にいる人たちがそのことを楽しめるわけですから、その機会を延長してあげるとのことだって必要だというふうに思うのですが、いかがですかね。

○議長（前田篤秀君） 池田白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（池田博利君） 今のテレビについては、アナログ放送、デジタル放送、両方を視聴することができるかと思っておりますけれども、その後、デジタル用のテレビを購入した人については、アナログ放送は視聴できないというふうなことも今後出てくるかと思っております。今、白滝も11月からデジタル放送が開始されましたけれども、今後アナログの放送を視聴できるテレビが少なくなるかと思っております。そんなことから、年度の切れのいいところで廃止をしたいというふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

議案第8号遠軽町白滝ふるさと情報センター条例の廃止についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号遠軽町白滝ふるさとテレビ放送番組審議会条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号から日程第14 議案第11号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 議案第10号町道路線の変更について、日程第14 議案第11号町道路線の認定について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長(中川原英明君) 議案第10号町道路線の変更について御説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、開発行為による道路築造に伴い、町道路線の変更をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、路線の新旧対照表でございまして、路線番号、新旧路線名、起・終点、重要な経過地、幅員、延長を記載しております。

それでは、赤番4、参考資料町道路線の変更・認定に関する資料により説明いたします。

《平成22年12月14日》

1 ページをごらんください。

これは、遠軽地域、路線番号B 2 9 南町3丁目6号通の町道路線変更位置図でございます。場所は、南町3丁目、東海林国夫様所有地、地先の開発行為により既設認定路線に接続する新たな道路が築造されたことにより、変更するもので、白抜き箇所が既存の認定路線でございます。黒色実線区間を追加し、変更するものでございます。

次の2ページは、その詳細図で、上側の図面が開発行為前の地番図で、下側の図面が開発行為後の地番図でございます。このことによりまして、路線変更前は、起点を遠軽町南町3丁目2番1 4 9地先から、終点を、遠軽町南町3丁目2番1 5 4地先まで、延長7 1メートル、幅員7. 3メートルを路線変更後は、起点を遠軽町南町3丁目2番2 9 0地先から、終点は変わらず遠軽町南町3丁目2番1 5 4地先まで、延長9 6メートル、幅員7. 3から1 5. 1メートルとするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第1 1号町道路線の認定について御説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、開発行為による道路築造に伴い、新たに認定したく議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、認定する路線番号、路線名、起・終点、重要な経過地、幅員、延長を記載しております。

それでは、赤番4、参考資料町道路線の変更・認定に関する資料により説明いたします。

3ページをごらんください。

これは町道路線認定位置図でございます。場所は、南町3丁目、東海林国夫様所有地、地先の開発行為により新たに築造されました道路を町道として認定するもので、黒色太線が対象路線であり、丸印が起点、三角印が終点でございます。

図面中央、路線番号B 1 6 3は、アップルタウン1号通であり、その隣の路線番号B 1 6 4は、アップルタウン2号通でございます。

次の4ページは、その詳細図で、上側の図面が開発行為前の地番図で、下側の図面が開発行為後の地番図でございます。

路線番号B 1 6 3は、アップルタウン1号通で、起点を南町3丁目2番2 7 7地先から、終点を南町3丁目2番2 7 2地先まで、延長9 4メートル、幅員8. 0から1 7. 0メートルでございます。

次に、路線番号B 1 6 4は、アップルタウン2号通で、起点を南町3丁目2番2 9 2地先から、終点を南町3丁目2番2 1 1地先まで、延長9 4メートル、幅員8. 0から1 7. 1メートルでございます。

なお、補足説明といたしまして、開発行為区域内の町道南町3丁目通につきましては、未供用区間に道路が築造されたことで、軽微な変更のため、議会の議決を要せず供用開始

《平成2 2年1 2月1 4日》

となった変更の工事を行うものでございますので、御承知願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号町道路線の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号町道路線の認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号町道路線の変更について、議案第11号町道路線の認定については、なお審査の必要があると思われますので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号町道路線の変更について、議案第11号町道路線の認定については、経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 議案第12号及び日程第16 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第12号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）、日程第16 議案第13号平成22年度遠軽町国民健康保健特別会計補正予算（第4号）、以上議案2件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第12号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,307万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,044万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

《平成22年12月14日》

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、3,044万7,000円追加し、総額を71億7,418万1,000円とするものであります。1項同額であります。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に377万1,000円追加、3項委託金を187万9,000円減額し、総額を7億3,617万円とするものであります。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に5,220万5,000円を追加し、総額を6億2,164万9,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては71万円を追加し、総額を968万8,000円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、217万5,000円減額し、総額を917万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計132億6,737万円に8,307万9,000円を追加し、総額を133億5,044万9,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を69万6,000円減額、2項徴税費に2万6,000円追加、4項選挙費を187万9,000円減額し、総額を33億8,897万4,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1,918万円追加、2項児童福祉費に63万4,000円追加し、総額を21億3,003万1,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に1,520万6,000円追加、2項清掃費を515万円減額し、総額を8億6,978万2,000円とするものであります。

5款労働費につきましては462万9,000円追加し、総額を5,217万1,000円とするものであります。1項同額であります。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費に3,400万円追加し、総額を3億9,794万5,000円とするものであります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に7万5,000円追加、4項都市計画費に3万9,000円追加、6項住宅費に3,634万円追加し、総額を19億8,355万円とするものであります。

9款消防費につきましては、1,736万4,000円減額し、総額を7億1,223万5,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に26万円追加、2項小学校費に8万4,000円追加、3項中学校費に98万3,000円追加、4項学校給食費に189万円追加、6項社会教育費を517万8,000円減額し、総額を11億990万6,000円

《平成22年12月14日》

とするものであります。

これによりまして、歳出合計132億6,737万円に8,307万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の133億5,044万9,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、文化センター等整備検討事業36万7,000円につきましては、文化センター等を考える会委員及びアドバイザーに係る報償費26万7,000円、講演会講師謝礼金10万円の追加であります。

8目交通安全対策費、交通安全推進事業217万5,000円の減額につきましては、消耗品費及び備品購入費に係る執行精査であります。

10目自治振興費安全安心まちづくり事業2万2,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

13目ジオパーク推進費、ジオパーク推進事業48万円につきましては、普通旅費39万4,000円は、ジオパーク拠点施設展示資料調査及び日本地理学会における現況調査報告に係る旅費の追加、手数料8万6,000円は、ジオパーク拠点施設整備に係る建築確認申請手数料の追加であります。

15目基金運営費、基金運営事業61万円につきましては、指定寄附金9件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

2項徴税費2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費2万6,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

4項選挙費2目参議院議員選挙費、参議院議員選挙一般事務費187万9,000円の減額につきましては、時間外及び休日勤務手当から備品購入費まで執行精査による減額であります。

3款民生費1項社会福祉費3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業1,800万8,000円につきましては、認知症高齢者グループホーム整備事業補助金619万6,000円は国の交付金を活用して、NPO法人ありがとうが経営するグループホームありがとう1号棟のスプリンクラー及び自動火災報知整備設置費用並びに2号棟のスプリンクラー設置費用を補助するものであります。財源は全額国庫支出金であります。

小規模多機能型居宅介護施設建設事業補助金1,181万2,000円は、遠軽町社会福祉協議会が建設する小規模多機能ホームきなりに対する補助金でありまして、6月補正予算計上の介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金の上乗せ加算があったことにより実施するものであります。財源は全額道支出金であります。

高齢者在宅福祉サービス事業、外出支援サービス事業委託料111万円につきましては、利用者及び利用回数の増加による追加であります。

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業6万2,000円につきましては、報

《平成22年12月14日》

報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、学童保育事業 4 万 3,000 円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

4 目児童館費、児童館運営事業 6 万 6,000 円につきましては、報酬職分及び賃金職分社会保険料の改定による追加であります。

5 目保育所費、保育所運営事業 5 万 2,000 円につきましては、報酬職分及び賃金職分社会保険料の改定による追加であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、保健衛生一般経費 8 万 1,000 円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

プライムいくたはら補助事業、7 万 3,000 円につきましては、プライムいくたはら及び北光学園の飲料水安定供給に必要となる用水くみ上げ用源水ポンプ等設置に係る老人保健施設給水施設設置工事費補助金の追加であります。

2 目母子保健費、子育て支援事業 1 万 6,000 円につきましては、股関節脱臼健診の単価改定による委託料の追加であります。

3 目予防費、予防接種事業、1,067 万 3,000 円の追加につきましては、印刷製本費 1 万 3,000 円はインフルエンザ予防接種にかかる支払通知書の印刷経費であります。インフルエンザワクチン予防接種扶助費 1,051 万円は、インフルエンザワクチン予防接種実施にかかる国の助成に加え、町独自助成として今期は満 65 歳以上の高齢者に加えて、13 歳未満児に広げて助成を行うものであります。国の助成対象である非課税世帯に属する方は、年齢を問わず全額助成し、最大 2,820 名の接種を見込むものであります。

課税世帯に属する方は、満 13 歳未満及び 65 歳以上の方を対象とし、それぞれ 1 回当たり 1,000 円を助成するもので、最大 3,230 名の接種を見込むものであります。

なお、非課税世帯分の財源は、国、道から 4 分の 3 が補助される見込みであります。

5 目診療諸費、医科診療所運営事業、診療所運営費補助金 3 万 5,400 円につきましては、生田原医科診療所にかかる平成 21 年度下半期及び平成 22 年度上半期運営費が確定したことによる追加であります。

内訳といたしまして、平成 21 年度下半期運営費確定額 1,410 万 6,000 円、平成 22 年度上半期運営費確定額 1,294 万 3,000 円の合計額は 2,704 万 9,000 円でありまして、当初予算不足額を補正するものであります。

2 項清掃費 1 目清掃総務費、リサイクル推進事業 3 万 7,200 円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

3 目し尿処理費、し尿処理事業 1 万 4,200 円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労働諸費、雇用対策事業 4 万 6,200 円につきましては、国の緊急雇用創出事業に係る補助金の追加配分により、1 事業を追加して実施する

《平成 22 年 1 月 14 日》

ものであります。

緊急雇用創出事業委託料は、白滝地域の休止スキー場を利用した冬期観光事業需要調査として、バックカントリースキーやバックカントリースノーボードのサービスを実施し、事業化に向けた評価を行うもので、臨時職員3名分、延べ4カ月の雇用を見込むものであります。財源は全額道支出金であります。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費、森林整備地域活動支援対策事業3,400万円の追加につきましては、森林所有者等が行う森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査に対し、1ヘクタール当たり1万円が交付されるもので、事業実施にかかる森林面積3,400ヘクタール分を予算計上したものであります。財源は全額道支出金であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般管理費7万5,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地積整備事業3万9,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業3,634万円につきましては、丸瀬布地域の公営住宅建設予定地にかかる土地所有者との協議が整ったことにより、用地購入費2,903万4,000円、その他補償金730万6,000円を計上するものであります。

事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業1,736万4,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金にかかる執行精査であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、英語指導助手招致事業11万2,000円につきましては、その他社会保険料の改定による追加であります。

教育相談不登校対策事業4万8,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

奨学資金貸付事業10万円につきましては、寄附金1件にかかる奨学資金貸付基金繰出金の追加であります。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費8万4,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費6万4,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

2目教育振興費、中学校教育振興一般経費26万3,000円につきましては、中学校遠距離通学助成事業自動車借上料の不足による予算流用に伴い臨時職員賃金を追加するものであります。

中学校遠距離通学助成事業65万6,000円につきましては、遠距離通学者下校分の利用回数増に伴う自動車借上料の追加であります。

《平成22年12月14日》

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食備品購入事業174万9,000円につきましては、生田原給食センターのスチームコンベクションオープンの故障による備品購入費の追加でありまして、設置から15年経過した調理器具の部品調達が困難で修理ができないことから、早急に取りかえを行うものであります。

学校給食管理一般経費14万1,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育総務一般経費11万6,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

文化財保護活用事業543万2,000円の減額につきましては、賃金職分社会保険料の改定による3万5,000円の追加、埋蔵文化財センター一般開放に向けた広報用チラシ作成にかかる印刷製本費14万5,000円の追加。

遠軽町埋蔵文化財センター展示工事監理業務委託料から備品購入費までは執行精査による減額であります。

2目図書館費、図書館、図書室管理運営事業9万8,000円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

3目公民館費、公民館管理運営事業2万円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

4目社会教育施設費、安国活性化センター管理運営事業2万円につきましては、報酬職分社会保険料の改定による追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、3,044万7,000円は普通交付税の追加であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金619万6,000円につきましては、認知症高齢者グループホーム整備事業にかかる地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金であります。

4目教育費国庫補助金、社会教育費補助金242万5,000円の減額につきましては、埋蔵文化財保存活用整備事業補助金の確定による減額であります。

3項委託金1目総務費委託金、選挙費委託金187万9,000円の減額につきましては、参議院議員選挙費委託金の執行精査であります。

15款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金、総務管理費補助金49万4,000円につきましては、平成22年度から新たに電力移出権等相当分について、交付が開始されたことによる電源立地地域対策交付金の追加であります。

2目民生費道補助金、社会福祉費補助金1,181万2,000円につきましては、小規模多機能型居宅介護施設建設事業にかかる介護基盤緊急整備特別対策事業交付金の上乗せ

《平成22年12月14日》

加算による追加であります。

3目衛生費道補助金、保健衛生費補助金567万円につきましては、インフルエンザワクチン接種助成事業補助金であります。

4目労働費道補助金、労働費補助金462万9,000円につきましては、緊急雇用創出事業補助金の追加であります。

5目農林水産業費道補助金、林業費補助金3,400万円につきましては、森林整備地域活動支援交付金の追加であります。

8目教育費道補助金、社会教育費補助金440万円の減額につきましては、地域政策総合補助金の確定による減額であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金71万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として東町1丁目藤枝ゆき様から5万円、清川栗野キク様から5万円、社会福祉振興資金として、東町3丁目山本峰久様から10万円、寿町吉田スミ子様から10万円、西町3丁目木澤静枝様から5万円、岩見通5丁目岩崎タミ様から10万円、遠軽ライオンズクラブ会長加藤孝之様から10万円、リズムダンスレディース代表川瀬美栄子様から3万円、奨学資金貸付資金として東町3丁目岩瀬久美子様から10万円、スポーツ振興資金として、遠軽軟式野球連盟会長片石利見様から3万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり振興基金繰入金、217万5,000円の減額につきましては、交通安全指導員被服購入分の精査による減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山崎丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（山崎由也君） 赤番号5の平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）に関する資料について御説明をいたします。

資料の1ページ目をごらんください。

公共施設用地取得位置図でございまして、公営住宅建設予定地であります。

用地につきましては、遠軽町丸瀬布新町に位置し、丸瀬布厚生病院の向かえ側であります。

2ページ目をごらんください。

取得する用地の一覧であります。取得する用地は、遠軽町丸瀬布新町377番地ほか6筆で、面積は2万614.74平方メートルであります。

次に、取得する用地内に既存の倉庫がありますので、この建物補償について御説明します。

建物は丸瀬布新町379番地内にあり、鉄骨造り平屋建ての倉庫1棟、374.4平方メートルであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

《平成22年12月14日》

○住民生活課長（渡辺喜代則君）　続きまして、議案第13号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,232万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に792万1,000円を追加し、同じく2項国庫補助金に209万7,000円を追加し、総額を6億466万2,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に163万1,000円を追加し、総額を1億1,591万3,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に1,419万5,000円を追加し、総額を1,419万6,000円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計26億6,648万4,000円に、2,584万4,000円を追加し、総額を26億9,232万8,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に220万5,000円を追加し、4項特別対策事業費に26万3,000円を追加し、総額を5,389万8,000円とするものです。

6款介護納付金につきましては、1項介護納付金に2,329万7,000円を追加し、総額を8,617万5,000円とするものです。1項同額であります。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に7万9,000円を追加し、総額を217万5,000円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計26億6,648万4,000円に、2,584万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の26億9,232万8,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、支出から説明いたします。8ページをお開き願います。

3、支出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費220万5,000円の追加につきましては、平成23年度から国保連合会が国保総合システムの運用開始するに伴い、遠軽町の既存のシステムとの連動を可能にするための改修委託料でございまして、これにより、これまで紙で提供されておりましたレセプトの情報がデータで受け取れるようにするものであります。

《平成22年12月14日》

同じく4項特別対策事業費1目特別対策事業費26万3,000円の追加につきましては、報酬職分社会保険料料金の変更に伴う共済費の追加と、平成23年度から運用開始します国保連合会の国保総合システムに対応するためのレセプト点検用パソコンを購入するものであります。

6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金、2,329万7,000円の追加につきましては、平成22年度納付額が確定したことに伴うものであります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金7万9,000円の追加につきましては、平成21年度出産育児一時金補助金、国庫補助金が確定したことに伴うものであります。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金792万1,000円の追加と、2項国庫補助金1目財政調整交付金209万7,000円の追加及び6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金163万1,000円の追加、並びに10款繰越金1項繰越金1目繰越金1,419万6,000円の追加は、平成22年度納付額の確定に伴うものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします、

午前11時56分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） 皆様のお手元に配付をしております赤番号、平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）にかかる資料でございますが、午前中に説明をさせていただいたところですが、お配りした資料に誤りがあったという不手際がございました。大変申しわけございません。

正しいものをお配りさせていただきました。これより担当より、いま一度内容について説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山崎丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（山崎由也君） 赤番号の平成22年度遠軽町一般会計補正予算に関する資料について御説明いたします。

先ほどの間違いにつきましては、2ページ目をごらんください。

ここの建物一覧の面積が間違いでして、374.4平方メートルであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

先ほど、寸法のほうは御説明申し上げませんでしたけれども、建物の寸法も間違いに

なっております。48メートル掛ける7.8メートルでございます。

土地の一覧も全部読み上げていきたいと思えます。①丸瀬布新町377番地、地目は雑種地で、地積が344平方メートルです。②丸瀬布新町378番地、雑種地で1,006平方メートル、③丸瀬布新町379番地、雑種地で7,016平方メートル、④丸瀬布新町380番地、宅地1,274.96平方メートル、⑤丸瀬布新町381番地、宅地で6,694.26平方メートル、⑥丸瀬布新町382番地1、宅地1,345.12平方メートル、⑦丸瀬布新町383番地、宅地で2,934.4平方メートル。合計2万614.74平方メートルであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 先ほどの国民健康保険特別会計の補正予算の説明の中で、歳入の10款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額について、1,419万6,000円と申し上げましたが、1,419万5,000円の間違いでございますので、おわびして訂正させていただきたいと思えます。

よろしく願います。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから13ページ。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 企画費の中の1番の文化センター等整備検討事業の中で、講演会講師謝礼金というのが10万円計上されてますが、文化センター等を考える会で今検討していただいているこの時期に、どういう目的で、どういう人を対象に、どういう講演会を来年の3月31日までにやろうと思ってこういう計上になったのか、その内容をお知らせいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） お答え申し上げたいと思えます。

この講演会の謝礼金なのですけれども、今言われましたように、文化センター等を考える会ということで、各委員の皆さんに御検討を願っているところでございます。

その建設の是非を考える上で、情報の提供の場として賛成反対いろいろありますけれども、そういうことを踏まえまして、有識者の方をお願いしたいという形で、今回考えさせていただきました。情報を提供したいということでございますので、よろしく願いたいと思えます。

《平成22年12月14日》

(「だから、講演会の内容を聞きたいのさ」と言う者あり)

○議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 題目がこれというふうには決まっているわけではないのですけれども、あくまでも、この文化センター等を考えていく上で、いろいろな形で情報を委員の皆さん、また町民の皆さんに情報を提供したいという形で考えさせてもらっているわけでございます。

以上です。

○議長(前田篤秀君) ほかに。

山田議員。

○8番(山田和夫君) つまり文化センターが必要かどうかということも含めて、文化センターとはこういうものですよということの情報を、ただ町民に知らしめる、そのための講演会ということですか。

○議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 考えていく上で、文化センターとはこういうものですよとか、今まで建てたほかの町の実績ですとか、こういう形で進めていった、また、逆にこういう問題点もあった、そのような形も踏まえた中で、皆さんに提供していきたいというふうな考え方を持っております。

○議長(前田篤秀君) ほかに。

山田議員。

○8番(山田和夫君) よくわからないのですよね、言われていることがね。考える会で建てるか建てないかも含めて、今これから議論ということですよ。たしか今2回か3回終わっているはずですけども、ですよ。そうすると、この考える会の委員の方々にその考える上で判断材料を示したいということで、その資料提出だとか含めて材料を提供したいと、そのためにやるのだというのなら、まだわかるのですよ。しかし、一般町民も対象なのでしょ、この講演会、10万円払うということは、ですよ。それは新年度予算でもよかったのではないですか、わざわざ今回予算をつくって、3月31日までにやらなければならない事業ですか。どうも聞いてると、そういうような事業でないような気がするのですけれども。

○議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 先ほど言いましたように、資料提供、今までも視察の資料ですとか、考える会の委員さんの皆さんには御提示申し上げているところでございます。いろいろな形で文化センター、先ほど言いましたような形で、委員さんのほかにも一般の方にもいろいろな案が、そういう情報を提供いたしまして、各委員さんにつきましても、各いろいろな団体から出ておりますので、そういう形に皆さんにお知らせすることによりまして、今後どういうふうに進めていくのか、また逆に必要ないのではないかも含めて、いろいろな情報を提供することによりまして、いろいろな意見をいただきながら来年の10

《平成22年12月14日》

月までに進めていきたいという形で、来年の3月まで一度講演会を開催したいという形で、今回予算を出させていただきました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 私もこの9ページの報償費について、ちょっとお伺いをしたいのですが、まず、文化センターなどを考える会なのですが、などの中には福祉センターも入っているのですね。それで、文化センターと福祉センターをあわせて考えるということ無理があるのではないかというのが、これ一つの疑問です、よろしいですね。

それから、次の質問は、来年の10月ぐらいまでに一定の方向というか答申が出るのだろうと思います、考える会からですね。その答申をどのように扱うかですよ。30人のメンバーを見てれば、ぜひ文化センターを建てたいという人がちょっと人数が多いのですね、何人かは別として。それから、立場上、福祉センターは別として、文化センターには反対だという立場の人もあるはずですよ。本人から聞いてますので、いるのです。そういった場合に、やはり賛成する人と、反対する人と、それが両論併記になるわけですね、答申が。それを町のほうでどういうふうにするかですよ。町民の声を聞くのはいいのですけれども、私はむしろ、行政のほうで文化センターについてはこうだという一定の方向で町民をリードするというの必要だと思うのですけれども、それは出てこないで、ただ町民のこの考える会の人たちに任せて、ぜひだめだという両論が出てきて、それを答申を受けてそれをどう扱うかですよ。その疑問があります。これを二つ目です。

それから、三つ目ですけれども、先ほど、山田議員も質問していましたが、私もこれ総務・文教で聞きましたけれども、納得いかないのですが、これ講演会ですけれども、年度内にやるのは構わないと思うのですが、講師の選定の仕方ですよ。文化センターを建設推進の講師を呼んでくるのか、そうでない講師を呼んでくるのか、それによって全然違うと思うのですよ、町民の受け方が。その辺をきちっとしないで、ただ講師の謝礼10万円というのは、私はちょっと予算のつけ方としては無理があるのではないかと思います。ですから、ぜひ建てたいからということで、推進する講師を呼んでくるのかどうかというと、この講演会自体に無理があるというふうには私は思いますけれども、この3点お願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず、1点目の文化センターと福祉センターが二つ一緒に考えるのは無理があるのではないかとといった点につきまして、これは私の公約にかかわることですので、私のほうからお答えいたします。

文化センターと福祉センターを一つに考える、または文化センターは文化センター、福祉センターは福祉センター、三つの通常考えれば常識的に言えば選択肢があるのだろうなと思います。これを私は公約で書いているのは、文化センターと福祉センターは別々にしております。これはなぜかと言うと、何回もこれはもう町民の皆様方にお話ししてござい

《平成22年12月14日》

ますけれども、もともと文化センターというのは相当昔から要望もありまして、皆様方も昔視察に行った方もおられます。そういったことで、町民から非常に私は選挙に出る際にも、そういった要望が強かったということで、これは一つ文化センター一つとして書いてあります。

それから、福祉センターにつきましては、これは非常に老朽化も進んでいるということで、これはあえて別々に書いてございます。そして、私どもが今、町で進めているのは文化センター等としているということで、今議員もおっしゃいましたけれども、これは別に二つばらばらで考えていただいても、それはそういう選択肢であります、先言った三つの選択肢でありますから、それはそれで一つの考え方で私はいいいのではないかと。

また、福祉センターと文化センターを一つで考えるという考え方もあってはいいと思って、私の公約の中でそういうふうな書き方をさせていただいて、今そのように進めさせていただいているということでございます。

それから、町がリードすべきといった意見、議員の御質問でございます。これはいろいろ考え方があると思います。

それはそれで荒井議員のお考えとして、間違っではないとは思いますが、私は、まず私のまず考えを出す前に、住民に幅広く考えていただきたいということで、あえて今の段階では町として、また私として、例えば文化センターは要らないけれども福祉センターは建てますとか、そういうことは私としては今述べるような考えはございませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 2番目の質問なのですけれども、建設に賛成反対等いろいろな御意見がございます。30名の委員の中でやっておりますので、それを集約することはなかなか難しいというふうに判断してございます。ただ、その意見を通すということではなくて、議論として成立していくのも大変難しいと思っておりますけれども、お互いに意見を出し合いながら、その反対意見につきましても一度は容認いたしまして、そしゃくして受けとめる。そして、その話し合いを繰り返しながら1年間で妥協点というわけではなくて、合意点という形で見つけていく、そのような形で考える会という形で、今進めているということでございますので、御理解願いたいと思います。

それと、広く皆さんの意見を聞くということで、先ほど言った講師なのですけれども、賛成派の推進派の講師というわけではなくて、広くそういう考えを持った講師の方をお願いして進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 町長にお答えいただいた分については、それはそのとおりなので、構わないのですけれども、今、企画課長が答弁した中で、30人の委員の合意点を探っていくのだというのですけれども、2回行われましたよね。私の所属している団体、

商店街振興会連合会からも代表出しているのですけれども、先日その報告を受けましたけれども、その中に、音楽関係の事業というのでしょうか、そういうイベントをやっていて、その収益を文化センター建設資金で寄附していると、そういう立場からも、ぜひ建設してほしいのだという委員もいます。

それから、ないよりはあったほうがいいけれども、財政的に厳しいから、今はその時期でないのではないかという反対の立場の人いるわけですよ。そういう人30人がいる中で、合意点を探るといいますけれども、合意できますか。私は、その辺合意点を探るといふ言い方は、さっきも言ったように両論併記ならいいですけれども、建設したいのだという人と、財政的にだめだという人がいて、合意点って、では極端に言えば福祉センターの大ホールをちょっと改修して、文化センターという名前つければ文化センターになりますか。そういう意味で合意と言っているのではないと思いますけれども、今課長の言う合意というのはどういうことを言っているのか、ちょっともう少し見せていただけますか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今言われたように3回ほど考える会やりまして、いろいろな意見出されております。先ほど言いましたように、反対意見、推進意見それぞれあります。その中で、とりあえずは今の段階では皆さんどういふ考えを持っているのかというのを出して、とりあえず腹の中がどういふものが持っているのかというのを出してもらうような形で今現在進めている最中でございます。今後それを受けて今後どうしていくかということで、考える会としての意見というものを町長のほうに進言してもらいたいという形で、現在進めてございます。

ですから、どんな形に今後進んでいくか、まだ見えてこないわけなのですけれども、とりあえずは、皆さんがどんな意見を持ってこの文化センター等につきまして考えているのかというのを、まず皆さんの意見をもらいながら、考える会としてという、先ほど言いました妥協点でなくて、合意点という形なのですけれども、それが一つの意見になるかというの、まだはっきりしてないわけなのですけれども、その辺も含めた中で意見として出させていただいて、それを町長に進言してもらいたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 町民の皆さんから、幅広く意見をうかがうという趣旨でございますので、何かちょっと禅問答みたいになってきましたけれども、すべてこういったものはいろいろな意見の方がいると思うのですよ。この議会の中でもそうですし、賛成の人もいれば反対もいる。これはやっぱりどこに意見取れんされるかというのは、わかりませんよね。最初からわかってたら何もいろいろな会議も何も必要ないわけでありまして、これは私どもどっちのほうに取れんされるか、予測つけてやっているわけではございません。その中で結論が、荒井議員のおっしゃるように、もしかしたら、いや、みんなまとまらなくて両論併記で出てくるかもしれません。それはそれで、私どもそれで受けとめまして、

《平成22年12月14日》

私としての考えをその後計りまして、建設するのであれば議会に当然かかるという形になると思っております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） しつこいようですけれども、さっき合意点と聞きましたけれども、ある意味では両論併記か、それとも30人の意見が30とおりの場合もないとは限らないと思うのですね。それはそれで構わないということですね。あくまでも合意点を探るということではないですよ。それが町長の言ったことで集約されますね。それでよろしいですか。よければ、いいと言ってください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します、

午後 1時19分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 私の言い方がまずかったのかもしれませんが、皆さんの考える会の委員さんの皆さんの意見を集約した中で、町長のほうに進言していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 同じところで大変申しわけなのですが、予算のほうの関連にちょっと戻りますけれども、同僚の山田議員が質問された部分、どうもその課長の答弁では納得がいかない。通常予算を組まれるわけですから、何のために、どんな事業をするために、この予算をつけていただくかということをしっかり想定した上でやられるべきだというふうに思ひます。講師も決まっていな、目的もさっきの答弁でははっきりしないということの中で、10万円という予算をつけることにどうも納得がいかないです、先ほどの資料のミスもありましたね、関係ないですけれども、補正予算に関する資料の部分でもそのプリントミスなのか、誤植のミスなのかわからないですけれども、いわゆる緊張感に欠けた議案の出し方になっているような気がしてならないのです。

少なくとも、この場に出てくる場面では、やはり例えばそういう講演会をやられるのであれば、その講演会の目的なりというのがしっかりとしなくてははいけませんし、先ほど来議論されているように、その講師がどういう形の講師が、何をしゃべるのかというところまで想定されてない中で、やられてくるというのはちょっと首をひねらざるを得ないという気がするのですけれども、その事業計画に関して、講演会に関して、もう少し明確な答弁がいただきたいと思うのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 目的なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、建設の是

非について考える会で検討している最中でございます。考える会の委員さん含めまして皆様方に、文化センターを建設する是非、建てるという目的でやるわけでもありませんし、建設しないということの目的でもやるわけではございません。皆さんにどういう経過というか、文化センターを建てる上でいろいろな情報を講師の方をお願いして、提供する上で考えてもらいたいという意味での、今回これが第一の目的ということで、御理解しにくいのかと思いますけれども、皆さんに聞いてもらいまして、それをもとに委員会としても、また今後進めていっていただきたいというふうな考え方を持っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 少なくとも、公募で考える会に手を挙げて行かれた方々です。その団体なり自分たちの周りの方々なりといろいろな議論はされていると思うのですよ、そこに行かれている方々は。団体から推薦された方、もしくはみずから手を挙げられた方いろいろないらっしゃると思うのですけれども、その方々を目の前にして、今さら講師の方に情報を提供してもらって講演会って、わからないのですよね。だから、情報を提供するのであれば、いろいろな事例の中で、こういうものを、これぐらいの規模のものを建てれば、これぐらいの予算がかかります、これぐらいの運営費がかかりますというところは、開示はできるわけではないですか。いろいろな資料は出てくるわけですよね、講師の方を呼ばなくても。

だから、先ほど来意見の中にあつたように、その講師のしゃべり方ひとつで中間点にいる方々が、迷う部分も出てくるような気がするのです。大きいと思いますよ、ここは。結果的にそれがどちらかに傾いたときには、町長が泥をかぶる可能性も出てくるわけですよね。というのは、あのときの講演会が、例えば賛成のほうに傾いているような意見が多かったので、それに看過されたということが、結果的に反対の方々が出てくる場面も想定されるわけですよね。

ですから、こういうものを出してくるときには、もう少しやっぱり部課長、もしくはそのスタッフの中できっちり議論して出してきていただかないと、何か中途半端にイメージで言えば大変申しわけないですよ、イメージで言ってしまうと、とりあえず10万円積んでおけというイメージになっちゃうのです、今の答弁だと、しっかりとそこができ上がっていないから、そういう気がするのですけれども。だから、それであればあえて講師を呼ぶ必要性が果たしてあるのか、そういうことをもろもろ考えていくと、講師を呼んで、そこで聞かせる必要があるのかと、一般町民を対象にされるというもし言い方をするのであれば、一般町民対象なら、なおさらこれは混乱を招くのではないのかなと私は個人的に思いますので、ここまで来て反対はしませんけれども、ただ、これから先、先ほどの意見も含めて、もう少し緊張感のある議案の提出をしていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

《平成22年12月14日》

○総務部長（高橋義久君） 今、いろいろと議員のほうからも意見をいただきました。

確かに講師の選定をしてないという部分はございます。ただ、基本的に文化センターを考える会で役所のほうからもいろいろと情報を提供していただきたいということで、いろいろ資料を提供させていただいております。

これにつきましては、後日の委員会に説明をさせていただきますけれども、要は、いろいろな判断をする中で、やはり実例を求めた形の中で、いろいろな会議の部分とか、いろいろないい面悪い面あると思うのですよ。やっぱりそういうことを知ってる方を選定した中で、考える会の皆さん、また住民の方が広く知っていただくと、そういうものをお願いして、その中で最終的にどういうふうに判断されるかと、そういうことで今後そういう部分も、議員の指摘も受けた中で講師を選定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 1点だけお聞きします。その講師の方というのは、例えばいわゆる大学教授的なそういう学識者の方になるのか、今のその目的でいけば、実務的な部分でいけば、それぞれの町村の自治体の担当者の方々に10人ぐらい集まってもらうのが一番簡単で手っ取り早くて、しかも経費も安くて済むのではないかという気もするのですが、そういうことなのか、その辺はどちらになるのでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 実践の部分について、アドバイザーもいらっしゃいますので、そういう部分では付則できる部分もございます。その辺いろいろ検討した中で、講師について人選をしていきたいと思っておりますので、この場で学識経験者とか、自治体の方とか、そういうことは今答弁は申し上げられませんが、その辺のことを踏まえて人選をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、14ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、18ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、5款労働費、22ページから23ページ。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 雇用対策事業で何か先ほどの説明では、冬の観光事業としてバックカントリースキーですとか、バックカントリースノーボードの北大雪スキー場における利用状況調査だというふうに説明をされたというふうに思うのですが、間違いはないですか。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 先ほど説明した内容のとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） バックカントリースキーだとか、バックカントリースノーボードというのは、そのものが僕わからないのですが、所有をします鈴木商会は今年度2010年度は閉鎖ですよ、使用しないということですよ、スキー場。供用しないスキー場でどのようにして、ここでいうバックカントリースキーの利用状況だとか、スノーボードの利用状況を調査するのですか、使われないスキー場で。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 御質問にお答えをいたします。

ただいま御質問にありましたスキー場につきましては、ただいま休止中でございます、休止しているスキー場を特殊車両、圧雪車でございますが、それを改造した車両にバックカントリースキー、バックカントリースノーボードをやる方を調査して、頂上まで行き、そこから圧雪していないゲレンデのほうを滑り落ちてくるという試験事業を行いまして、その需要がどの程度あるか、そうして冬期間の観光事業の展開に結びつかないか等々を、そこに参加しましたツアーの方々から聞き取り調査等を行いまして、評価をしていきたいと考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 使っていないスキー場を、ここで雇う3名の方を使って、圧雪車に乗せてスキーヤーだとかスノーボードをやる人を頂上に連れていくと。そして固めてない雪の上をゲレンデスキーですとか、スノーボードをやってもらうということなのですが、そうすると、そのバックカントリースキーをやるスキーヤーの方、あるいはスノーボーダーの方は、どのように集めて、年に何回ぐらいこういったことをやるのですか。その調査をやるのですか、そういったことも含めてちょっとよくわからないので、詳しく教えてほしいのと、最後ですからちょっと教えてほしいのですが、3人の方ですよ。4カ月ということは462万9,000円を4カ月で割ると、1カ月115万7,000円ですよ、金額割るとね。これを3人で割ってごらん下さい、幾らになりますか、月38万5,750円ですよ、1カ月当たり、この費用でいうと。どの程度、毎日でもやるのか、週に1回なのか、月に1回なのかわかりませんが、そういう状況調査をするのに、毎月のスキーやっているとこんな金額普通払います、月に。保険料も入っているのだと思いますけれども。金額的に国の事業ですからいいのかもしれませんが、ちょっと高いように思うのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、休止したスキー場を利用して、バックカントリースキー、日本語で申しますと山スキーになりますが、そういう事業を行うものでございまして、今は委託事業を考えております。その委託事業の中で、委託しますところに車

《平成22年12月14日》

両の運転手、それからガイドですね、それと事務をとということで、3名の雇用を予定しております。そのほか圧雪車にかかります借上料等も見てございます。人件費につきましては、保険料も含めまして約61%の人件費率になります。金額で申し上げますと、270万円程度になります。

以上でございます。

追加で答弁させていただきます。

日数ですけれども、1日5時間で50日程度、ですから毎日やるということではございません。4カ月と申し上げましたけれども、実際には、これからハローワークを通して雇用ということになりますので、12月につきましては、数日程度になると思います。1月からは20日以上雇用になると思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 委託料ですから、僕は単純に人件費で割りましたけれども、人件費だけではなくて、事務諸費だとか、冬期間ですからストーブもたたくでしょうから、そういった燃料代だとか含めての経費だとは思いますが、僕は所管の委員会ではないので、この総体の100%の構成比率のうち、人件費が61%で、20%が燃料代だとかというのはわかりませんから、あれなのですけれども、61%にすると結構単価が下がるのかもしれない。あるいは運転手ですとかガイドですとか、事務員ですから、それぞれの職種によって単価も変わってくるのだというふうに思いますが、今、何か説明で聞くと、これからハローワークに募集をかけてというふうに何かあつというふうに思うのですが、僕の聞いているのは、今現在北大雪スキー場に関連をする3名の方がいらっしゃいますと、この方の人件費を雇うのだというふうに僕は聞いてたのですけれども、違ったのですか。ハローワークから募集して、その人たち3人はじかれてもいいのですか。答えまじかつたら、とめてもらって結構ですけれども。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 北大雪スキー場の従業員の方というのは、ちょっと承知しておりませんが、制度の内容としまして、現在職をお持ちでない方を緊急的に雇用する目的の事業でございますので、それにつきましては、ハローワークさんを通さないと事業できないことになっておりますので、この契約の後、ハローワークさんのほうに申し出ただいて、特殊車両等の運転手さん等を雇用するような形になります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、24ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、26ページから31ページ。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 済みません、31ページの町営住宅の関係で教えてください。

土地は七筆ございます。資料を見ますと、雑種地と宅地というふうに分かれているのですが、①から⑦までございまして、総計の金額が2,903万4,000円ということでございまして、1筆ごとの金額あるというふうに思うのですが、あればその金額を教えてくださいたいのと、それから、建物ですね、解体補償になるのかな、その他の補償費になるのですが、単価で見ますと、730万6,000円をこの374.4で割ると、1平米当たり1万9,514円ということなのですが、建物を聞きますと、この建物は昭和40年に建設をされたということは、私が旧国鉄に就職した年でございます、15歳のときです。今、私もうすぐ61歳ですから、46年たつのです。46年たつ建物にこの補償費高過ぎませんか。普通41年もたった中古の建物だったら、補償費もっと落ちるでしょう。単純にそう思うのですけれども、その辺も含めてちょっと教えてください。

○議長（前田篤秀君） 山崎丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（山崎由也君） それでは、1筆ごとの単価をお知らせしたいと思います。平米単価でいきます。

377番地が平米当たり1,300円です。378番地が910円、379番地が1,700円、380番地が1,100円、381番地が1,300円、382の1が920円、383が1,500円です。

それと、先ほど建物の解体の部分について、高いのではないかということなのですが、実はこの建物、基礎の部分が鉄筋コンクリートです。それと土間の部分も鉄筋コンクリートで、鉄筋コンクリートのボリュームが非常にあります。これを取り除く部分の経費がかなり高いです。ですから、一般の住宅やなんかを解体するのとはもう比べものにならないくらいに経費がかかります。建物も大きいので、足場組んだりなんかする経費も相当かかってます。一応この積算については北海道の積算標準単価を使っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 変なこと聞いて済みません。単純に聞きます、地目が雑種地と宅地という地目があると、私どもの常識では、地目が宅地のほうが単価高いというふうに単純に思うのですけれども、今これ聞いている限り違いますよね。一番高いところが雑種地ですよ、その雑種地の奥にある宅地の地目になっているところが⑤番ですから1,300円ですか、そうですね。③は1,700円ですものね。何でこう常識と違うのですか。

○議長（前田篤秀君） 山崎丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（山崎由也君） 一応土地の地形、要するに現況を見まして傾斜だとか、くぼ地だとか、あとは細長いだとか、平らなところは雑種地であっても高かったりします。ですから、くぼ地やなんかについては、整地するときに経費がかかりますの

《平成22年12月14日》

で、そういう部分について単価が安くなる。要するに現況で判断します。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） したって、一番高い平米当たり1,700円のところに倉庫建っているのですが、ですよね。倉庫だって、これ補償費というふうになってますけれども、解体費ですよね。解体費用ですよね、補償費ではないですよね。そうやって考えますと、そういった障害物がある土地だとかというのは、逆に単価が下がるとかというのだったらわかりますよ。障害物を取り除いていただいて、整地をしていただくのだから、そこは単価高くなったのですということなのですか。どうもちょっと違うような気がするのですけれども、これ以上言いません、これ以上言いませんけれども、もう少しやはり買うのも結構ですけれども、きちんと私ども議会議員にすべての人に理解できるような提案の仕方をしてもらえませんか。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） お答え申し上げます。

赤番資料に添付してございます土地の一覧表に、地目がそれぞれ1番から7番まで掲載していますけれども、この地目の掲載に当たっては台帳上の地目でございます、現況と異なっていることを、まず申し上げたいと思います。

ここの土地の価格の評価に当たりましては、北海道が実施している地価調査価格を基準にしまして、また、近傍地の取引価格に照らしまして、所得する土地の現況、位置、形状、それから隣接の利用状況、また駅やバス停、中心市街地までの距離などの、さまざまな環境等々、一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考慮して算定したものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、9款消防費、32ページから33ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、10款教育費、34ページから43ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。10款地方交付税、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、14款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、15款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、17款寄附金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 18款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款介護納付金、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款諸支出金、14ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款道支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

議案第12号平成22年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

《平成22年12月14日》

◎日程第 17 議案第 3 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 17 平成 22 年第 4 回定例会において総務・文教常任委員会に付託されました議案第 3 号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋真千子総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（高橋真千子君） ー登壇ー

平成 22 年第 4 回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案につきまして、遠軽町町議会会議規則第 77 条の規定により審査結果を報告いたします。

議案第 3 号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを御報告いたします。

本条例の制定につきましては、固定資産税の課税免除により企業立地を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、必要な事項を定めるものです。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成 22 年 9 月 24 日及び平成 22 年 11 月 26 日に行い、全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を承りますようお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案 3 号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

《平成 22 年 12 月 14 日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 1時55分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀

署名議員 松田 竜一

署名議員 高橋 義昭

《平成22年12月14日》